

学 第 1 7 8 1 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各学校法人理事長
各私立学校設置者 様

千葉県総務部長
(公 印 省 略)

学校法人会計基準の記載科目の適用について(通知)

平成 2 5 年文部科学省令第 1 5 号により、学校法人会計基準(昭和 4 6 年文部省令第 1 8 号。)(以下「基準」という。)(が改正され、「学校法人会計基準の改正に伴う記載科目の適用について(通知)」(平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日付け総務部長)(以下「通知」という。)(をしていたところですが、本通知を廃止し、以後の会計処理及び計算書類等の作成に当たっては、下記のとおりとしますので、特段の御留意をお願いいたします。

記

- 1 基準別表第一資金収支計算書記載科目(第 1 0 条関係)の(注) 4 及び 5、同基準別表第二事業活動収支計算書記載科目(第 1 9 条関係)の(注) 4 及び同基準別表第三貸借対照表記載科目(第 3 3 条関係)の(注) 2 を適用することとする。
- 2 上記 1 より記載科目については次の取り扱いができることとし、この場合の記載科目は別記のとおりとする。
 - (1) 教育研究経費(支出)の科目及び管理経費(支出)の科目に代えて、経費(支出)の科目を設けることができる。
 - (2) 教育研究用機器備品(支出)の科目及び管理用機器備品(支出)の科目に代えて、機器備品(支出)の科目を設けることができる。
- 3 記載科目の小科目については、別記を原則とするが、処理が困難な場合は、設置者が適当な科目を設定することができる。
- 4 千葉県知事所轄学校法人については、基準第 4 条第 1 項に規定する活動区分資金収支計算書の作成を要しない。
- 5 記載科目「預り金」については、補助科目を設けて、それぞれ管理を行うこと。

(例)「修学旅行費」「生徒会費」「就学支援金(就園奨励金)」等